

# 第1章 平成19年度事業の概要

## 1. 基本的考え方

### (1) 基本方針

北海道の優れた特色や資源を活かし、その持てる可能性を最大限に引き出すとともに、防災・減災対策等の施策に取り組むことにより、我が国に貢献する活力ある地域社会の形成を目指します  
また、公共投資関係費についての政府の厳しい抑制方針の下、極めて厳しい財政事情に直面する北海道など地元自治体の財政状況にも十分配慮しつつ、事業効果の高い社会資本整備や産業振興に資する施策等に総合的に取り組みます。

### (2) 主要事項

我が国や北海道が直面する課題に対応するため、以下の事項について重点的に取り組みます。

#### 1) 安全で質の高い食料の供給基地としての役割強化

##### ①北海道農業の競争力強化に向けた生産基盤の整備

- ・担い手への農地の利用集積と効率的で大規模な農業経営の確立（国営農地再編整備事業 真狩地区 **新規** 等）

##### ②食料の安定的確保に資する農業水利ストックの活用・保全

- ・既存ストックの有効活用と長寿命化の推進（国営かんがい排水事業 江別南地区 **新規**、国営造成土地改良施設整備事業 浦臼地区 **新規**・祥栄地区 **新規**・富丘地区 **新規**、国営総合農地防災事業とうま地区 **新規** 等）

##### ③環境と調和する安全・安心な「食」づくりの支援

- ・環境保全に資する資源循環型農業の振興（国営環境保全型かんがい排水事業 別海西部地区 **新規** 等）
- ・自然環境と共生する農業の振興に向けた取組の強化（国営総合農地防災事業サロベツ地区 **新規** 等）
- ・安全・安心な水産物を提供する衛生管理型漁港づくり（羅臼漁港等）
- ・水産物の安定的な供給のための環境づくりの推進（青苗漁港等における水産物の生産機能を支援する施設整備、網走川清流ルネッサンスⅡによる網走湖の水質浄化）
- ・水産資源の増大や沿岸海域の環境保全に資する藻場・干潟等漁場の整備（留萌海域地区 等）
- ・安全・安心な「食」づくりを支える健全な水循環系の構築
- ・北海道産農産物・食品の安全・安心なフードチェーン構築に係る方向性検討調査 **新規**

## 2) 豊かな自然環境の保全・継承と観光立国の推進

### ①貴重な自然環境と共存する地域の形成

- ・世界自然遺産「知床」及び周辺地域の自然環境の保全（網走川、野付崎海岸等）
- ・ラムサール条約登録湿地等における自然再生事業の推進（釧路湿原等）
- ・自然環境の保全に資する下水道の整備・改善（斜里町等）

### ②地球環境の保全と循環型社会の構築

- ・住宅等へのバイオガスの多角的利用に関する地産地消モデル構築調査 **拡充**
- ・下水の熱を活用した融雪施設の整備（札幌市） **完成**

### ③北海道の地域資源を活かした観光地づくりの支援

- ・美しい景観を活かしたシーニックバイウェイ北海道の推進
- ・四季を通じて観光・広域レクリエーションの拠点となる大規模公園等の整備（道立サンピラーパーク（名寄市）**全面開園**等）
- ・観光地の水質浄化・改善の推進（網走川清流ルネッサンスⅡ、小樽港等）
- ・観光の拠点となるみなとの整備（釧路港等における旅客船ターミナルの整備等）

### ④近年増加する外国人観光客に優しい受入環境の整備

- ・国際空港機能の向上
- ・道路案内標識の整備や「道の駅」の情報端末における外国語による情報の提供

## 3) 成長力・競争力の強化に取り組む地域を支援する基盤づくり

### ①国際競争力強化のための拠点空港等の機能向上

- ・国際空港機能の向上（再掲）
- ・物流効率化のための多目的国際ターミナルの整備（苫小牧港等）
- ・国際水準の物流ネットワークの構築（北海道横断自動車道（本別～釧路）、道央圏連絡道路（美原道路）等）

### ②地域の自立と成長力・競争力の強化につながる人流・物流ネットワークの形成

- ・北海道の骨格を形成する高規格幹線道路・地域高規格道路網の整備
- ・都市部における冬期渋滞対策の推進
- ・物流効率化のための外貿・内貿ターミナルの整備（苫小牧港等）（一部再掲）
- ・空港施設の機能保持のための取組
- ・冬期における航空機の安定運航の確保
- ・新幹線へのアクセス向上を図る道南都市圏の道路網整備（函館新外環状道路等）
- ・雪水資源を有効活用した物流システム検討調査 **新規**
- ・オホーツク海域を利活用した交流に関する検討調査 **新規**

### ③都市再生・中心市街地の活性化を図るための基盤の整備

- ・札幌市における都市再生プロジェクト等の推進（札幌駅前地下歩行空間整備事業、創成川通アンダーパス連続化事業等（札幌市））
- ・まちなか居住の推進、都市内交通の円滑化等による中心市街地の活性化（北彩都あさひかわ（JR 旭川駅周辺鉄道高架事業、土地区画整理事業、忠別川水辺プラザ）（旭川市）、JR 函館本線連続立体交差事業（野幌駅付近）（江別市）等）
- ・都市公園、水辺等の交流空間の整備（漁川水辺プラザ（恵庭市）**完成**等）

## 4) 少子高齢化・人口減少社会にふさわしい豊かな生活環境の創造

### ①高齢者や子育て世帯等に配慮した居住環境の整備

- ・福祉政策との連携による高齢者対応公営住宅（シルバーハウジング）の供給（釧路町等）
- ・子育て世帯の優先入居とともに子育て支援サービス提供を行う子育て支援住宅の供給（根室市等）
- ・U・Iターン者等の地方定住促進等に取り組む地方自治体に対する地域住宅交付金による支援（上湧別町）

### ②ユニバーサルデザインに満ちた北国の地域づくり

- ・身体特性や多様な住まい方に柔軟に対応する公営住宅の整備（幕別町等）
- ・冬期道路交通環境におけるバリアフリー施策の推進

### ③多様な交流の拡大等によるコミュニティの維持に向けた施策の推進

- ・農山漁村の活性化を目指す「立ち上がる農山漁村」の実現を支援する生産基盤の整備
- ・情報通信技術を活用した過疎地域における地域社会モデル事業 **新規**
- ・北海道における冬期集住・夏期滞在モデル調査

## 5) 安全・安心が確保された地域社会の形成

### ①近年頻発する台風、地震、雪害等自然災害に備える災害対策の強化

- ・千歳川流域の治水対策を始めとする根幹的な治水施設整備の推進（石狩川、十勝川等重要水系における河川整備（千歳川、豊平川等）、多目的ダム建設等）
- ・近年発生した災害を踏まえた緊急の治水対策の推進（留萌川大和田遊水地 **暫定供用**、石狩川下流幌向地区堤防、余市川等）
- ・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に関連する防災対策の推進（道路の橋梁の耐震補強、耐震強化岸壁の整備（釧路港）、海岸保全施設の強化、道路情報機器の整備、樋門の遠隔操作化（釧路川）等）
- ・火山噴火や集中豪雨による土砂災害への対策（樽前山等の火山砂防事業、豊平川等の砂防事業等）
- ・避難場所や病院、学校等災害時要援護者施設を保全する急傾斜地崩壊対策事業の推進（新ひだか町等）
- ・災害時に地域の復旧・復興拠点となる防災公園の整備（日の出公園(苫小牧市)、東光スポーツ公園（旭川市））
- ・都市内の貴重な堆積空間としての機能を有する公園の整備（五天山公園(札幌市)）
- ・冬期に集落の孤立が生じないための道路の雪害対策(雪崩対策、地吹雪対策等)の推進
- ・地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎の整備（小樽地方合同庁舎 **新規**）

### ②災害に強い交通基盤施設の整備と交通安全対策の強化

- ・道路・港湾・空港の耐震化の推進（「緊急輸送道路の橋梁耐震補強3箇年プログラム」等道路防災事業の実施、耐震強化岸壁による災害に強い港湾の整備（釧路港等）、地震に強く安全な空港づくり（新千歳空港）（一部再掲）
- ・正面衝突事故対策であるランブルストリップス（車線逸脱を知らせる路面の凹型の配列）の整備等による交通安全対策の推進

### ③ハード・ソフト一体となった防災・減災対策の推進

- ・ 防災関係機関の連携、地域防災力の向上を支援する取組の推進（防災情報共有システムへの参加市町村等の拡大、市町村のハザードマップ作成への支援等）

### ④安全・安心な水道水の供給

- ・ 安全で良質な水道水の安定供給のための施設整備の推進
- ・ 緊急時給水拠点の確保等(札幌市)

## 2. 事業の進め方

施策を実施するに当たっては、北海道の自律的な発展と豊かな国民生活の実現に向けて、限られた予算を最大限活かすため、必要性、緊急性、需要の高い施策を集中的に実施するとともに、社会資本整備重点計画等を踏まえ、地域連携の強化や事業評価、コスト構造改革等の取組を積極的に行ってまいります。

### (1) 社会資本整備重点計画等を踏まえた施策展開

「社会資本整備重点計画」「土地改良長期計画」（平成 14 年 10 月 10 日閣議決定）等を踏まえ、事業連携的な成果目標の効率的達成に向け、連携の強化、事業評価等を推進します。

【参考資料—3、4】

### (2) 事業の重点化

社会資本の整備水準、事業の緊要性、道内自治体の財政状況等を踏まえ、安全で安心な地域社会を実現するために、下記①～⑥の事業において集中的な整備を進めるとともに、供用・完了による効果の早期発現を目指すため、各事業において整備内容の重点化を図ります。

- ① 自然環境と共生する農業の振興に向けた取組の強化
  - ・ 国営環境保全型かんがい排水事業、国営総合農地防災事業の推進
- ② 世界自然「知床」やラムサール条約登録湿地の自然環境の保全
  - ・ 世界自然遺産「知床」及び周辺地域における河川事業、下水道事業等を通じた環境保全、ラムサール条約登録湿地における自然再生事業
- ③ 外国人観光客に優しい受け入れ環境の整備
  - ・ 国内拠点空港にふさわしい利便性・快適性を確保するための空港の整備、道路案内標識の整備や「道の駅」の情報端末における外国語による情報の提供
- ④ 新直轄方式による高速自動車国道の整備
  - ・ 北海道の骨格を形成する高規格幹線道路・地域高規格道路網の整備に向けた直轄方式による高速自動車国道の整備
- ⑤ 高齢者が暮らしやすい公営住宅の整備
  - ・ 福祉部局と連携して高齢者の在宅を支援する高齢者対応公営住宅(シルバーハウジング)等、高齢者に配慮した公営住宅の整備

⑥ 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に関連する防災対策の推進

- ・ 緊急物資輸送に必要な道路の橋梁耐震補強や耐震強化岸壁の整備、越波による被害を防止する海岸保全施設の強化、津波情報を提供する道路情報機器の整備等

◆事業効果の早期発現を目指した事業の展開（代表事例）

- 近年発生した災害を踏まえた緊急的治水対策の一環である留萌川大和田遊水地の暫定供用
- 平成16年台風18号で被災した国道229号神恵内村大森大橋の災害工事完了
- 滝野すずらん丘陵公園の平成22年春全園開園を目指した未供用エリアの集中的整備

◆平成19年度に完成、供用を予定している主な事業の箇所数

河川事業（直轄）	8箇所(※)
河川事業（補助）	2箇所
海岸事業（補助・高潮）	2箇所
海岸事業（補助・侵食）	4箇所
道路事業（補助）	11箇所

(※) 部分供用を含む

港湾整備事業（直轄）	3箇所
港湾整備事業（補助）	3箇所
街路事業（補助）	7箇所
土地区画整理事業（補助）	7箇所
都市公園事業（補助）	6箇所
官庁営繕事業	3箇所

(3) 事業評価の実施

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業の予算化の判断に資するための新規事業採択時評価、事業の継続又は中止の判断に資するための再評価に加え、事業完了後に改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する事後評価を実施します。

- 平成18年度における再評価は、20件（砂防事業1事業、道路事業5事業、港湾整備事業10事業、農業農村整備事業4地区）について実施しました。

平成19年度再評価実施予定

(直轄事業)

河川事業 2事業、ダム事業 2事業、道路事業 13事業、港湾整備事業 2事業、農業農村整備事業 1地区

(4) コスト構造改革の推進

コスト削減の観点から公共事業のプロセスを例外なく見直す「公共工事のコスト構造改革プログラム」を進めるため、既存ストックの有効活用、工事・管理コストの縮減、PFI事業の導入による民間資金の活用等に努めます。

#### ◆主な取り組み事例

##### ①既存ストックの有効活用

- ・既設のダムや岸壁等を有効に活用するための機能向上を図る改良事業の推進（新桂沢ダム 等）
- ・施設の長寿命化・有効活用を図るための効率的な更新・保全の推進
- ・道路情報板の活用による道路情報提供の充実

##### ②事業実施の時間管理の強化

- ・事業効果の高い物や進捗見通し等の条件が整った事業への集中投資による円滑でスピーディーな事業の推進（国営滝野すずらん丘陵公園の整備推進 等）

##### ③PFI事業の導入による民間資金を活用した事業の推進

- ・苫小牧法務総合庁舎整備等事業 等

### (5) 入札・契約の一層の適正化、効率化

入札談合の再発防止や公共工事の品質確保に全力で取り組み、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図るとともに、入札及び契約制度の改革の推進等を図り、公共工事の効率的執行に努めます。

また、価格のみによらず総合的な価値による競争を促進し、工事の目的物の機能と品質を確保しつつ、技術力の企業評価への適切な反映を行い、適正な施工能力のある企業による競争を促進します。

#### ◆競争性向上のための入札方式の改善等

##### ・一般競争入札方式の拡大

予定価格が2億円以上の工事について、一般競争入札を実施します。

また、予定価格が2億円未満の工事であっても、不良・不適格業者の排除、事務量等に配慮しつつ、積極的に一般競争入札を試行することとします。

##### ・工事希望型競争入札の実施

工事規模がおおむね2億円未満の工事について、工事受注希望の確認と技術資料の提出を求め、条件を満たす者はすべて競争参加を認める工事希望型競争入札方式を採用しています。

##### ・総合評価方式の拡大と充実

価格以外の多様な要素を考慮した競争である総合評価方式は、談合等の不正防止の効果も期待されることから、評価項目の充実と透明性の向上を図ったうえで適用する対象工事を拡大し、実施します。

##### ・指名業者の事後公表の推進

入札参加者間の不正行為を抑制する観点から指名業者名の事後公表の試行を継続実施します。

##### ・不落随契の原則廃止等その厳正化

不落随契は、あらためて競争入札を実施することが困難な場合において、真にやむを得ない措置となるよう引き続きその取り扱いの厳正化に努めます。

#### ・工事費内訳書の提出

入札・契約における不正行為の排除の徹底及び競争参加者の積算努力の促進を図るため、工事費内訳書の入札時提出を引き続き、実施します。

### ◆公共工事の品質確保の促進

#### ・技術力を重視した入札の推進

工事の発注にあたり、当該工事に関する建設業者及び配置予定技術者の施工能力の確認、簡易な施工計画の提出・審査、また、必要に応じて配置予定技術者のヒアリングを行うなど、技術力を重視した入札・契約を推進します。

#### ・「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換

価格と品質が総合的に優れた内容の契約を行うことにより、公共工事の品質を確保するため、総合評価方式について、評価項目の充実と透明性の向上を図ったうえで適用する対象工事を拡大し、価格のみによらず総合的な価値による競争の促進を図ります。

#### ・特別重点調査の試行

予定価格が2億円以上の工事について、低入札価格調査制度の適用対象の中でも特に低価格の入札者を対象に、詳細な資料の提出を求めて事情聴取を行い、契約内容に適合した履行がされない恐れがあり契約の相手方とすべきでない者かどうかを厳格に調査・確認を行います。

#### ・総合評価審査委員会の設置

総合評価方式によって発注する工事の技術提案に対し、中立かつ公正な審査・評価を確保するため、総合評価審査委員会を設置し、総合評価方式の評価方法及び落札者の決定方法などについて、学識経験等を有する者から意見を聴取します。

### ◆資格審査における技術評価の導入

企業の技術力を適切に評価し、適正な施工能力のある企業による競争を促進するとともに、契約の適正な履行の確保を図るため、平成17・18年の資格審査から、経営事項評価点数に加えて、技術評価点数を導入しています。

平成19・20年度の資格審査からは、技術評価点数の割合を8：2から7：3に引き上げます。

### ◆入札監視委員会（第三者機関）における入札・契約事務の執行状況の監視

入札・契約の過程及び契約内容の透明性を確保するため、本局及び全ての開発建設部に設置された入札監視委員会において、年4回、審議を実施します。（平成17年度の実績は、約260件）

### ◆優良工事及び優良委託業務表彰の実施

工事に係る技術の向上等に資することを目的として、工事の施工に関し特に優秀であって、他の模範として推奨することがふさわしいと認められる優良施工業者等及び優良な成績を修めた委託業務履行業者等の表彰を実施します。

### ◆公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）の構築と活用

公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）を構築して活用し、公共事業の計画・調査、設計、入札、施工及び管理の各段階で発生する情報の電子化と、各担当部局間及び受発注者間の効率的な情報の交換・共有・連携を推進します。



#### ・電子入札の全面実施及び入札説明書等の電子的提供

不正行為の防止、移動コストの縮減、事務の迅速化等に効果が期待されることから、平成15年度より全ての工事及び業務について実施している電子入札を引き続き実施します。

また、入札に必要な入札説明書、図面等の電子的な提供（ダウンロード）を平成18年12月から全面実施しています。

#### ・電子納品の推進

平成14年度からすべての業務を対象に実施し、平成16年度からはすべての工事を対象に実施している電子納品を引き続き推進します。

#### ・入札情報の公表

入札情報サービス（P P I）において、平成14年度から行っている発注の見通し、発注情報、入札結果の公表を引き続き実施します。（Web上で入手、検索が可能）

また、平成18年9月から建設コンサルタント業務等の発注見通しについて、従来の入札方式に加え、標準プロポーザル入札方式、指名競争の入札方式及び随意契約についても公表することとしています。

### （6）建設産業の健全な発展、振興・育成

建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることにより、建設工事の適正な施工の確保、不良・不適格業者の排除の徹底を進めます。経営の効率化や経営基盤の強化に向けての支援等を通じて、技術と経営に優れた企業が伸びていくことの出来る環境整備を進め、北海道における建設産業の健全な発展を促進します。

#### ◆建設業法令遵守推進本部の設置と法令違反行為への厳格な対応

建設業者における一括下請負及び監理技術者等の不専任などの違反行為が顕在化し、これを放置すれば国民の信頼が損なわれる一方、建設産業の公正・公平な競争基盤が阻害され建設産業の健全な発展が阻害されかねません。まじめに努力する企業が報われるよう、法令違反への対応を強化すべく、「建設業法令遵守推進本部」を設置し、違反情報等の収集や違反行為の疑いのある建設業者に対する立入調査等を実施し、法令に違反する行為があれば厳正に対処します。

#### ◆元請・下請関係の適正化の推進

下請代金支払状況等の実態を把握し、元請・下請関係の適正化を図るため、下請代金支払状況等実態調査を実施し、必要に応じて個別業者に対する立入調査を行い、直接改善に向けて指導します。

#### ◆品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応

適切な施工が見込めないような著しい低価格での受注、いわゆるダンピング受注は、工事の手抜き等による品質の低下、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を招きかねず、また、公正な取引秩序を歪め、建設業の健全な発達を阻害することにつながるため、排除する必要があります。こうした観点から、直轄工事のうち低入札価格調査対象案件について、下請代金支払状況等実態調査の対象とするなど、所要の措置を講じます。

#### ◆公共工事の入札及び契約の適正化の推進



入札契約適正化法・適正化指針の措置状況を把握し、その結果を公表します。また、北海道と連携して道内市町村の担当者を対象とした会議において、その説明を行うなど入札及び契約の適正化の一層の推進を図ります。

#### ◆施工体制等調査指導班による立入検査の実施

入札契約適正化法に基づき発注者から通知を受けた事案、経営事項審査申請の虚偽記載や技術者の専任義務違反の疑いがある事案等について、必要に応じ当該建設業者に対する立入検査を行い、不良・不適格業者の排除の一層の徹底を図ります。

#### ◆建設業総合相談受付窓口、新分野進出等モデル構築支援事業等による対応

建設産業課及び（社）北海道建設業協会に設置している「建設業総合相談受付窓口」（ワンストップサービスセンター）において、経営の効率化や経営基盤強化のための支援制度の説明や新分野進出の成功事例の紹介を行うとともに、中小企業診断士等の専門家が個別・具体的な経営相談に応じる「建設業経営支援アドバイザー」の活用などにより、建設業者による事業の見直しや事業の協業化・再編等に向けての相談に幅広く応じます。

また、中小・中堅建設業者や下請業者が行う新分野進出等の経営革新の取組の中で先導的事例と認められる事業に対して、新分野進出等モデル構築支援事業等を活用し、モデルケースとして広く普及・啓発を図ることにより、経営革新に向けた取組の促進・定着を目指します。

#### ◆北海道地方建設産業再生協議会における関係機関との連携強化

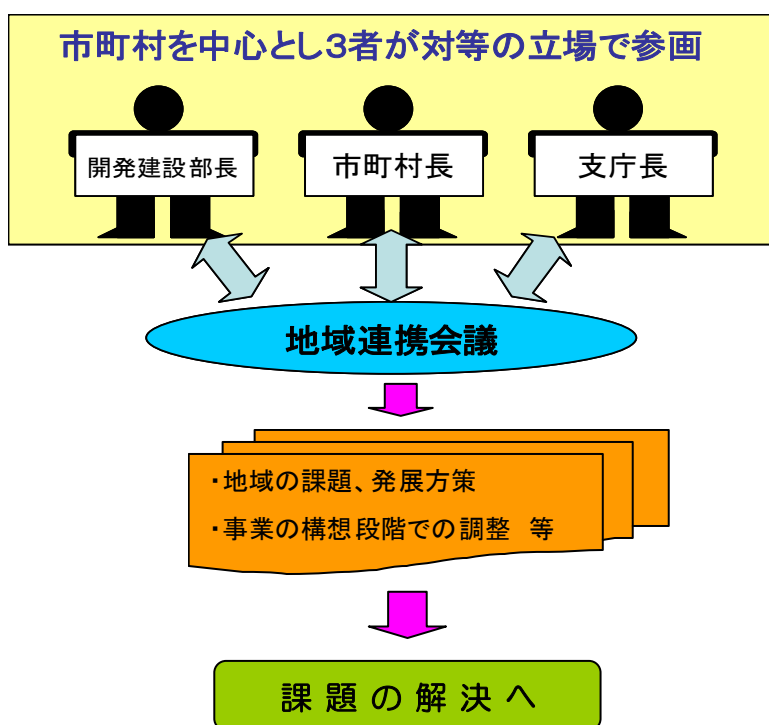
北海道開発局をはじめとする建設産業関係機関により構成する「北海道地方建設産業再生協議会」において、建設業の再生等に資する各種施策についての情報交換や意見交換を行い、建設業の健全な発展に向けての連携強化を図ります。

## (7) 地域との協働による施策展開

情報公開の徹底やパブリック・インボルブメント等の積極的な実施を通じ、地域との対話に努め、事業や行政に関するご意見に幅広く耳を傾け、ともに考え、施策に反映させることに努めます。また、北海道らしさを保全・創出する社会資本整備や、地域の主体的な取組への支援を推進します。

### ◆地域連携会議と事業・施策の連携

地域自らの発想による地域づくりを進めていくため、市町村と北海道開発局及び北海道が協力・連携した「地域連携会議」を開催し、地域の発展方策等についての意見交換と、それに基づく及び各種事業・施策等の連携をより一層積極的に実施します。



地域連携会議の開催



「道の駅ネットワーク会議」を設立（十勝）

### ◆住民との協働による地域づくり・まちづくり

地域住民の価値観やライフスタイルの変化、ボランティア意識の高まりや地域に根ざしたまちづくりの進展などを踏まえ、地域住民等と行政の連携を図るとともに、地域住民が主体的に行う活動について積極的に支援します。



留萌みなとまちづくり女性ネットワーク会議

### ◆地域協働プロジェクトの展開

地域に密着した顔の見える開発行政を目指すため、今後行う社会資本整備や既存ストックの活用などにあたって、地域の方々との協働により、これまでの知恵・経験・技術を活かし、活気があり住みやすい北海道らしい地域社会の形成を図ることを目的として、平成16年度から「地域協働プロジェクト」を実施しております。【参考資料-1】

平成19年度も引き続き「地域協働プロジェクト」の取組を推進します。

### 3. 開発計画調査の推進

環境・エネルギー問題の解決や産業振興に資する分野を中心に、地域特有の資源や特性を活かした先導的な取組を推進するなど、北海道開発計画費を活用し、地域の自立・活性化に資する種々の施策を展開します。

#### 住宅等へのバイオガスの多角的利用に関する地産地消モデル構築調査

CO2排出量削減等のため、家畜排泄物由来のバイオガスをトラクタ等の燃料や住宅等へ多角的に利用するシステムを確立し、「エネルギー地産地消」の地域モデルを構築するための調査・検討を行います。



#### 北海道における冬期集住・夏期滞在モデル調査

人口減少・高齢化による北海道の農村部の生活上の困難等を克服するとともに、交流人口の増大を図るため、農村住民の冬期集住と都市住民の夏期滞在を組み合わせた新たな居住形態について、NPO等と連携しつつ、その展開方策に関する調査・検討を行います。

##### 北海道の散居村の課題

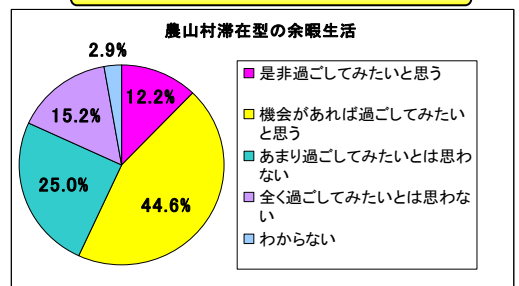


コミュニティの弱体化で除雪ボランティアの維持も困難に



NPOと連携した  
実践的調査

##### 都市住民の農村への意識



#### 人口減少・高齢化地域の活力維持・発展

- ◇集落機能の再構築
- ◇都市と農山漁村におけるデュアルライフ
- ◇生き甲斐ビジネスの創造など集落の魅力づくり

##### 新たな居住形態イメージ



##### 【会館住居の構想例】

- ◇3F 永住高齢者
- ◇2F 冬は高齢者 夏期は旅行者
- ◇1F 会館



夏は野菜づくり冬は集合住宅へ

### 雪水資源を有効活用した物流システム検討調査

北海道の物流の高コスト構造の改善等に資するため、片荷輸送の潜在的な輸送余力を活用し、積雪地である北海道の豊富な水資源を北海道発の新たな貨物と位置づける物流システムの構築を目指した調査・検討を行います。

### オホーツク海域を利活用した交流に関する検討調査

北海道オホーツク地方を核とした北の国際交流圏の形成を推進するため、急速なグローバル化が進む環オホーツク地域（ロシア極東地域等オホーツク海を取り囲む地域）における経済交流の活性化に関する調査・検討を行います。

### 北海道産農産物・食品の安全・安心なフードチェーン構築に係る方向性検討調査

北海道産農産物・食品の高付加価値化等に資するため、安全性が特に求められるアレルギー代替食品をモデルとして、生産から加工・流通に至る関係事業者の連携体制の構築に関する調査・検討を行います。

### 情報通信技術を活用した過疎地域における地域社会モデル事業

北海道の過疎地域における高度情報通信基盤整備の進展に資するため、国土交通省光ファイバ網の効率的・経済的な接続環境の設計及びその利活用方策について調査・検討を行います。